

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(平成10年10月27日 規則第63号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請書の様式等)

第2条 条例第2条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

(設立の認証の申請等の公表)

第3条 条例第2条第6項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行う。ただし、インターネットを利用する方法に代えて、県公報に掲載する方法により行うことができる。

(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)

第4条 条例第2条第6項の縦覧は、くらし・環境部県民生活局県民生活課（以下「県民生活課」という。）において行う。

2 縦覧日は、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項に掲げる日以外の日とする。

3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 知事は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、縦覧できない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を県民生活課に掲示する。

(補正の申立書の様式等)

第4条の2 条例第2条第8項の申立書の様式は、様式第1号の2によるものとする。

(設立の登記完了の届出書の様式)

第5条 特定非営利活動促進法（平成10年法律施行第7号。以下「法」という。）第13条第2項の届出書の様式は、様式第2号によるものとする。

(役員の変更等の届出の様式等)

第6条 法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第3号による届出書によるものとする。

(定款の変更の認証の申請書の様式等)

第7条 条例第3条第1項の申請書の様式は、様式第4号によるものとする。

(定款の変更の届出の様式等)

第8条 条例第3条第2項の届出書の様式は、様式第5号によるものとする。

(定款の変更の登記完了の提出書の様式)

第8条の2 法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2による提出書によるものとする。

(事業報告書等提出書の様式等)

第9条 条例第4条第1項の規定による書類の提出は、様式第6号による提出書によるものとし、同項に規定する書類を添付するものとする。

(事業報告書等の公開)

第10条 条例第5条の閲覧又は謄写は、県民生活課において行う。

2 前項の閲覧又は謄写の請求の手続及び閲覧又は謄写ができる日時については、知事が別に定める。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請書の様式)

第11条 条例第6条の申請書の様式は、様式第8号によるものとする。

(解散の届出の様式)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、様式第9号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請書の様式)

第13条 条例第7条の申請書の様式は、様式第10号によるものとする。

(合併の認証の申請書の様式等)

第14条 条例第8条第1項の申請書の様式は、様式第11号によるものとする。

(合併の登記完了の届出書の様式)

第15条 法第39条第2項の規定において準用する法第13条第2項の届出書の様式は、様式第12号によるものとする。

(清算人の就任の届出の様式)

第16条 法第31条の8の規定による届出は、様式第13号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(清算終了の届出の様式)

第17条 法第32条の3の規定による届出は、様式第14号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(聴聞の期日における審理の公開の請求の様式)

第18条 法第43条第3項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の請求は、様式第15号による請求書によるものとする。

(認定の申請書の様式)

第19条 条例第9条の申請書の様式は、様式第16号によるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請書の様式)

第20条 法第51条第3項の有効期間の更新の申請は、様式第17号による申請書によるものとする。

(定款の変更の提出書の様式)

第21条 条例第10条の提出書の様式は、様式第18号によるものとする。

(代表者の氏名の変更の届出書の様式等)

第22条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第19号による届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、変更後の役員名簿を添付するものとする。

(役員報酬規程等の提出書の様式等)

第23条 条例第12条第1項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、様式第20号による提出書によるものとする。

2 条例第12条第2項（条例第14条において準用する場合を含む。）の提出書の様式は、様式第21号によるものとする。

(特例認定の申請書の様式)

第24条 条例第13条の申請書の様式は、様式第24号によるものとする。

(合併の認定の申請書の様式)

第25条 条例第15条の申請書の様式は、様式第25号によるものとする。

(検査をする職員の身分証明書の様式)

第26条 次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第41条第3項の証明書 様式第26号
- (2) 法第64条第7項において準用する法第41条第3項の証明書 様式第27号

(情報通信の技術を利用する方法により手続を行うために必要な事項)

第26条の2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、知事等（知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年静岡県規則第11号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第2条第2項第1号に規定する知事等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下同じ。）をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

- 2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の条例で定める場合は、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき知事等が認める場合とする。
- 3 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週間以内にしなければならない。
- 4 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と処分通知等（情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- 5 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項ただし書の条例で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。
 - (1) 前項の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事等の定めるところにより行う届出
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等が定める方式
- 6 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第5項の条例で定める場合は、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事等が認める場合とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第15条の2に規定する規則で定める事項については、情報通信技術利用規則の規定の例による。

(電磁的記録による備置きの方法)

第27条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより備え置く方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第28条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第29条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（委任）

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第33号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書等は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成15年4月25日規則第46号）

- 1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書類等とみなす。

附 則（平成17年3月7日規則第5号）

- 1 この規則は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則（第1条第1号、第2号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号、第3条、第8条、第11条第1号、第3号、第6号、第8号及び第9号、第12条、第13条並びに第14条を除く。）による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第32号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第54号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の際改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成22年 3 月31日規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月30日規則第20号)

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書等は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (平成29年 3 月24日規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和元年 7 月 1 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第33号) の施行の日 (令和元年 7 月 1 日) から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和 3 年 3 月26日規則第 5 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和 3 年 6 月 8 日規則第32号)

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申立書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申立書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和 4 年11月29日規則第36号)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、様式第27号の改正及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

2 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則（令和7年3月31日規則第22号）

この規則は公布の日から施行する。

特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所又は居所
申請者 氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を
設立することについて認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(関係書類)

- 1 定款
- 2 役員名簿
- 3 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定
に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び
住所又は居所を記載した書面
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認
したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(注) 申請者の住所又は居所、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
は、町名及び番地まで記載すること。

補 正 申 立 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所又は居所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$

申立者 氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

電 話 番 号

メールアドレス

特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出した書類の補正を行いたいので、補正後の書類を添えて申し立てます。

1 補正の内容

2 補正の理由

(注) 申立者の住所又は居所若しくは主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動法人 の設立の登記が完了したので、特定非営利活動
促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

設立登記年月日 年 月 日

役員変更等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日	変 更 事 項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役名の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)の届出にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

(関係書類)

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 4 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 5 役員名簿
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第7号の事業計画書、同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録)
- 8 特定非営利活動促進法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する寄附者名簿その他内閣府令で定める書類

- (注) 1 関係書類のうち3及び4の書類は当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合に添付すること。
- 2 関係書類のうち5から7までの書類については、所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合に添付すること。
- 3 関係書類のうち8の書類については、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合に添付すること。

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更の時期

年 月 日

定款変更に係る登記完了提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

登記年月日 年 月 日

事業報告書等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、
特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により提出します。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、 そ の名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

(注) 目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人 氏 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

次のとおり特定非営利活動法人 を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

- 1 解散年月日 年 月 日
- 2 解散事由の該当規定 特定非営利活動促進法第31条第1項第 号
- 3 解散の理由
- 4 残余財産の処分方法

(注) 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種別	数量	

(注) 残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載すること。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由
- 2 合併後存続する 特定非営利活動法人の名称
合併により設立する
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 その他の事務所の所在地
- 6 定款に記載された目的
- 7 定款に記載された特定非営利活動の種類

(関係書類)

- 1 合併の議決をしたそれぞれの社員総会の議事録の謄本
- 2 定款
- 3 役員名簿
- 4 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 7 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(注) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇の合併登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

合併登記年月日 年 月 日

清 算 人 就 任 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人の名称
清 算 人 の 住 所 又 は 居 所
清 算 人 氏 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇〇〇の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

解散した特定非営利活動法人の名称
清 算 人 の 住 所 又 は 居 所
清 算 人 氏 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇〇〇の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

聴聞の期日における審理の公開請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第43条第3項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理の公開を請求します。

公開請求理由

認定特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の設立年月日
- 2 特定非営利活動法人の事業年度
- 3 過去の認定の有無 (有・無) (当該認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日)
- 4 過去の特例認定の有無 (有・無) (当該特例認定を受けた日 年 月 日)
- 5 認定取消の有無 (有・無) (当該取消日 年 月 日)
- 6 特例認定取消の有無 (有・無) (当該取消日 年 月 日)
- 7 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。)
☐相対値基準・原則
☐相対値基準・小規模法人
☐絶対値基準
☐条例個別指定法人
- 8 現に行っている事業の概要
- 9 その他の事務所の所在地、責任者の氏名及びその役職

認定有効期間更新申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 事業年度 月 日～ 月 日
- 3 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。)
☐相対値基準・原則
☐相対値基準・小規模法人
☐絶対値基準
☐条例個別指定法人
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 その他の事務所の所在地、責任者の氏名及びその役職

定款変更の認証に関する書類の提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する定款の変更の認証を受けたので、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款について、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1 その他の事務所の所在地

2 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

3 変更の内容

変更前	変更後

4 定款変更の認証日

年 月 日

代 表 者 氏 名 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日	代 表 者 氏 名	
	変 更 前	
	変 更 後	

役員報酬規程等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
2	収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
3	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(注) 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出は不要であること。

助成金支給実績記載書類提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第54条第3項の書類について、同法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

- 1 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 2 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

特 例 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の設立年月日
- 2 特定非営利活動法人の事業年度
- 3 現に行っている事業の概要
- 4 その他の事務所の所在地、責任者の氏名及びその役職

合 併 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

認定又は特例認定の区分(認定・特例認定)

特定非営利活動促進法第63条第 項の規定により、合併の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業年度 月 日～ 月 日
- 2 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 3 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。
5(5)の区分が特例認定の場合は不要。)
☐相対値基準・原則
☐相対値基準・小規模法人
☐絶対値基準
☐条例個別指定法人
- 5 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要
 - (5) 認定又は特例認定の区分
- 6 合併により消滅する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 現に行っている事業の概要
 - (5) 認定又は特例認定を受けている場合はその区分

